

「バカンス法（仮称）」の制定を求める意見書

わが国では、モノの豊かさだけでなく「心の豊かさ」を求めて、ゆとりや安らぎのある生活への指向が顕著となっており、長期休暇の取得を促進するとともに、滞在型余暇活動の推進を図り、国民の心身の健康の増進と新たな雇用の創出を進めていくことが期待されている。

これらに対応するため、本県においては、全国に先駆けて、平成十四年に旅館業営業許可要件の緩和や飲食店営業（旅館）の許可を不要とする場合の明確化を実施するなど、これまで地域社会との交流を楽しむグリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの滞在・体験型観光の推進に積極的に取り組み、農山漁村の活性化や雇用創出に実績を上げてきたところである。しかしながら、わが国においては、ゴールデンウィークや盆・正月など特定の期間に一齐に休暇を取得する傾向が強いことなどから、観光旅行は短期滞在が主体であり、滞在・体験型観光本来の機能が十分に発揮されているとはいえない状況が続いている。

観光庁は、定住人口一人当たりの年間消費額は、外国人旅行者六人分又は国内の宿泊旅行者二十一人分の旅行消費額に当たると推計している。人口減少が進む中、観光交流人口の拡大は、地域の観光関連産業ひいては地域社会の持続にとって極めて有効な手段であり、今後は、一旅行当たりの宿泊数を増やすことが重要となる。そのためには、休暇に対する国民意識の变革を促し、休暇の分散化や長期化を促すとともに、こどもの休みの多様化・柔軟化の取組も必要となる。これらに一体的に取り組むためには、休暇に関する新規立法も含めた制度的な措置が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、農山漁村の活性化及び地域社会の持続における観光交流の重要性並びに国民の心身の健康増進の重要性に鑑み、「バカンス法（仮称）」の制定をされるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年十二月十三日

大分県議会議長 嶋

幸

一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

額賀福志郎殿
関口昌一殿
石破茂殿
福岡資麿殿
中野洋昌殿